



# 鳥取県公報

平成 27 年 1 月 27 日 (火)  
第 8 6 6 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 選管告示	個人演説会を開催することができる施設の指定 (4) . . . . . 2
	個人演説会を開催することができる施設の変更 (5) . . . . . 2
	個人演説会を開催することができる施設の指定の解除 (6) . . . . . 2
◇ 公 告	平成26年度行政書士試験の合格者 (政策法務課) . . . . . 2
	森林法による開発行為の許可 (東部農林事務所) . . . . . 3

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 4 号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成27年 1 月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

施設の名称	所在地
鳥取市佐治町平成会館	鳥取市佐治町余戸 171-33

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 5 号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の所在地を変更した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成27年 1 月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

変更前		変更後	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
鳥取市佐治町大水集会所	鳥取市佐治町加茂 579-1、578	鳥取市佐治町大水集会所	鳥取市佐治町加茂 579-1
鳥取市佐治町津無生活改善センター	鳥取市佐治町津無 367-1	鳥取市佐治町津無生活改善センター	鳥取市佐治町津無 246

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 6 号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成27年 1 月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市用瀬町屋住多目的集会所	鳥取市用瀬町屋住 874

公 告

平成26年11月9日に実施された平成26年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

平成27年1月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

受験番号 6110002 6110020 6110024 6110029 6110033 6110038 6110051 6110118  
6110142

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成27年1月27日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 永 原 知 明

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
株式会社松田組 代表取締役 松田 義正	八頭郡八頭町郡家 636-5	八頭郡八頭町別府地内	土石等の採掘	4.4201ヘクタール	4.4201ヘクタール	1.9743ヘクタール	平成27年1月9日から平成31年1月8日まで	平成27年1月9日